

令和7年度 長崎市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会
全体会 議事録

- 1 日 時 令和7年8月5日（火）19：00～20：30
- 2 場 所 長崎市役所5階 第1，2委員会室
- 3 出席者 委員 16名 （欠席1名）
（事務局、関係課）
福祉部長
福祉総務課 1名
地域包括ケアシステム推進室 1名
介護保険課 1名
消防局警防課 1名
総合事務所地域福祉課（中央・東・北・南） 各1名
高齢者すこやか支援課 8名
- 4 議 題 （1）令和6年度 高齢者虐待の実態（長崎市）について
（2）長崎市における高齢者虐待防止に向けた取組みについて
（3）その他
- 5 配布資料（1）会議次第
（2）委員名簿
（3）令和6年度 長崎市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会 会議資料
（4）参考1 長崎県高齢者虐待対応専門職チーム派遣 フローチャート
（5）参考2 介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き
- 6 委員及び事務局の発言内容等
（1）委員紹介
（2）事務局、関係課紹介
（3）福祉部長挨拶

議題(1)

●令和6年度 高齢者虐待の実態(長崎市)について

【事務局】

配布資料（3）に基づき説明を行う。

【委員】

相談・通報件数には、同一人物について繰り返し起きた場合も1件として含まれるのか。

【事務局】

実人数で集計しているため、繰り返しの場合は含まない。

【委員】

養護介護施設従事者等による虐待の虐待判断件数が2件だが、全国的に見ても妥当な件数か。

【事務局】

全国の他都市の数値を把握していないため判断できない。

【委員】

セルフネグレクトの実態は把握しているのか。

【事務局】

セルフネグレクトを含めた高齢者虐待に準じる対応は46件行っている。

【委員】

虐待者の障害の有無や虐待者への支援の状況、その後の対応についてはどのようなになっているのか。

【事務局】

虐待者の障害の有無は把握しており、虐待者への支援とともに会議資料に掲載している。障害の疑いのある虐待者の医療機関受診支援に苦勞している状況である。

また、虐待対応では、長崎市でも全国的にも、分離せずに介護保険サービス等を活用して第三者の目を入れながら様子を見ていくことが多い。

【委員長】

中核市で比較しても虐待判断件数にばらつきが見られるが、どのようなことが要因として考えられるか。

【事務局】

現時点では分析できていないため、今後、どんなケースを虐待と判断したのか他都市に聞き取りを行う必要がある。

【委員長】

長崎市で、これまでに虐待により高齢者が死亡に至った事例はあるのか。

【事務局】

ない。

【西委員】

訪問調査と立入調査の違いは何か。

【事務局】

立入調査は行政の権限を行使して行う調査だが、全国でも 0.3%ほどしか行われていない。

【委員】

長崎市の虐待の対応状況について経過観察が多いが、終結した件数は把握しているのか。

【事務局】

終結件数は把握しているため、次回から資料に加えていただく。

経過観察は、令和 6 年度以前より介入し一定の対応を終えモニタリングに入っているようなケースであり、その後、総合事務所や地域包括支援センター等の関係者で話し合い終結させている。

議題(2)

●長崎市における高齢者虐待防止に向けた取組みについて

【事務局】

配布資料（3）に基づき説明を行う。

【委員長】

3 部会の部会長から、令和 6 年度の部会報告をお願いしたい。

【委員】

早期発見・見守りネットワーク部会では、実際に地域での見守り活動をしている方の意見として、「地域がどこまでするのか」「地域包括支援センターに提供してもフィードバックがない」「提供したくても個人情報の関係で難しい」といった声が挙がった。

家族や地域とつながりがいない高齢者に対しては、ICT やセンサーでの見守り、携帯電話等での見守りをうまく使うことも一つではないかと考えている。地域のつながりがあれば、気軽に挨拶をする等で見守りを行い、気になることがあれば民生委員や自治会長につなぐという地域もあった。一方で、市のふれあい訪問収集を利用していることで、隣人によるゴミ出しを遠慮してしまい、つながりが無くなるという面もある。

認知症の人と家族の会（あじさい会）では平日の日中に集いを開催しているが、そこでの参加が難しい方には、土曜日の夜にオンラインで集いの開催を始めている。家族の負担軽減につながればと思っている。

【委員】

保健医療福祉ネットワーク部会では、①虐待事例の紹介、②相談窓口に関する意見交換、③報告事項の 3 つについて協議した。

虐待事例は、近年言われているとおり問題が複雑化・煩雑化しているという特徴があったが、医療機関や専門職といった関係機関につないで解決が図られていた。事例を通して、問題の根本が把握できない限り、解決が難しいという認識を共有した。

高齢者虐待の早期発見には、ケアマネジャーや医療・介護職員等の協力が不可欠なため、相談窓口の周知が重要であると事務局から説明があった。意見交換では、ケアマネジャーの広報誌や

研修での周知が効果的ではないかとの意見がある一方、研修だけでは効果が限定的との指摘もあった。訪問看護では、虐待の可能性を感じた際に管理者へ報告するものの、十分ではないという現状も共有された。

また、職員への利用者によるハラスメントが増加しており、その相談先に迷うケースがあるという課題も挙げた。当然、認知症の症状への対応は行うが、利用者や家族による理不尽な要求への対応を過度に強いられているという現状もある。

他にも、経済的負担が虐待のリスクになることから、中立的な立場で、家庭の状況を踏まえた利用者の状況把握の必要性が指摘された。

令和6年度は長崎県高齢者虐待対応専門職チームの派遣依頼が2件あり、対応や判断が難しい事例について弁護士や社会福祉士から専門的助言を受けることで、行政や支援者にとって大きな学びにつながったと報告を受けた。

最後に、今後、相談窓口の周知や専門職チームの活動を進めていくという方針が確認された。

【委員】

関係専門機関介入支援ネットワーク部会では、地域包括支援センターから提供された高齢者虐待事例を基に、連携・支援・介入のあり方について話し合い、関連して、養護者支援における関係機関との連携についても意見交換を実施した。

また、現在、福祉施設におけるカスタマーハラスメントが見られるという現状を受け、弁護士である委員によるハラスメントに関する説明及び意見交換を行ったところ、本人の特性を見極めることで対応が異なるため、連携先として精神科医療機関を持っておくと困った時に助言を受けることができると他の委員から話があった。

長崎県高齢者虐待対応専門職チームの利用開始についても報告があり、内容は保健医療福祉ネットワーク部会と同様であった。

【委員長】

委員より意見や質問はないか。

【委員】

研修には行政職員は参加しているのか。保健師や生活保護担当職員等の行政職員も虐待を疑う場に遭遇する機会が多いと思われるため研修への参加も必要ではないかと思われる。

また、研修の中身に関して、長崎県ではケアラー条例が施行され、虐待防止の目的もあると思われるが、ケアラーに関する研修は行われているのか。

【事務局】

研修には総合事務所地域福祉課の行政職員も参加しており、集計も取っている。参加職員の範囲としては福祉の現場に近い部署に周知していることが多い。

研修内容については、通報・相談者として最も多いケアマネジャーを対象に、毎年テーマを変えながらつながりのある内容で開催しているが、現時点では、ケアラーをテーマとした研修は行っていない。ただ、養護者支援の取り組みとして家族等介護教室の紹介などは行っているため、今後のテーマとする可能性はある。

【委員長】

関係が遠いと思われるような部署へ、研修会に出席してもらうよう声掛けを行うことは可能か。

【事務局】

多くの部署があるため全てに声をかけるのは難しいが、重層的支援体制事業で、総合事務所や生活福祉課はもちろん、環境や税の部署等も集う庁内の勉強会を行っているため、そちらを活用していきたい。

【委員】

虐待の相談件数は少ない方がいいと思うが、虐待に至る前に食い止められている件数も多いのではないか。長崎市においても、地域包括支援センター等が中心となって虐待に至るのを防いでいる事例があると思うので、そういった事例を見せていくことで、より実態が見えてくるのではないかと思う。

議題(3)

●その他

【事務局】

介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引きについて、配布資料（５）に基づき説明を行う。

【委員長】

以前は、精神科以外の病棟でも本人の安全を守るために拘束が行われていたが、現在は拘束をしないことになっている。しかし、拘束しなかったために患者が不利益を被る可能性もあり、拘束の判断をどのようにすべきかは難しい問題である。

拘束することで健康被害を防止できる一方、患者への精神的負担が大きいという面を踏まえ、マニュアルを遵守しながら、拘束しないで済む環境を作るべきだと思う。

—協議終了—